春日井市特定保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様化した保育需要に対応し、児童の福祉の向上を図るため、 必要な日時について児童の保育を行う特定保育事業(以下「事業」という。)の実 施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

- 第2条 事業の内容は、次の各号のいずれかに定める事由により、児童の保護者のいずれもが、1月当たりおおむね32時間以上にわたり当該児童を保育することができないと認められ、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる就学前児童について、保護者からの申込みにより、必要な日時について保育所で保育する事業とする。
 - (1) 就労していること。
 - (2) 妊娠中であるまたは出産後間がないこと。
 - (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
 - (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
 - (5) 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。
 - (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める事由

(事業の実施)

第3条 前条に規定する事業について、特定した週2日又は週3日に該当する日時について保育を行うものとする。

(対象児童)

- 第4条 対象となる児童は、事業の実施を必要とし、かつ、次の各号の要件を備えているものとする。
 - (1) 市内に居住し、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)第 24条による入所の対象とならない就学前の児童
 - (2) 事業を実施する施設が対象とする年齢の児童

(実施方法)

第5条 本事業の実施においては、必要に応じて、法第24条の規定により入所している児童との交流を行うことは差し支えないものとする。

(保育時間)

第6条 保育時間は、事業実施保育所の開所時間内とする。

(休業日)

第7条 休業日は、実施施設の休業日とする。

(負担金)

第8条 市長は、保育所に入所した児童の保護者から、別表1に定める特定保育負担

金(以下、「負担金」という。)を徴収する。

2 市長は、災害その他止むを得ない事情があると認めるときは、前項の負担金を 減免することができる。

(入所の手続等)

- 第9条 入所を希望する児童の保護者は、特定保育入所申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。ただし、事業実施保育所による代行申請を認めるものとする。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、速やかに保育の要否、期間等を 調査し、保育の必要を認めたときは、特定保育入所決定通知書(第2号様式)によ り申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、保育の要件に該当しないと認めたとき、又は最低基準等から判断し入所 させることが困難と認めたときは、特定保育入所却下通知書(第3号様式)により 申請者に通知するものとする。

(入所の解除)

第10条 市長は、第4条に規定する入所理由が消滅したことにより当該入所を解除しようとするときは、入所児童の保護者に対し特定保育入所解除通知書(第4条様式)により通知するものとする。

(負担金額の通知及び納入)

- 第11条 負担金額の通知は、第9条第2項に定める特定保育入所決定通知書(第2号様式)により入所児童の保護者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により通知を受けたものは、納付書に記載の納期限までにこれを納入しなければならない。

(健康診断)

第12条 第9条第2項の規定により入所した児童の健康診断は、法第24条の入所児童に準じて実施するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市特定保育事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市特定保育事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表1

| | 1人当たりの負担金(月額) | | | | |
|-------------|---------------|-------------|--|--|--|
| 週当たり利用日数 | | | | | |
| 23727471175 | 0~2歳児 | 3~5歲児 | | | |
| 週 2 日 | 18, 300円 | 9,400円+給食代 | | | |
| 週 3 日 | 26, 100円 | 13,500円+給食代 | | | |

給食代については、給食を必要としない場合は無料とする。

第1号様式(第9条関係)

特定保育入所申請書

(宛先) 春日井市長

| 保業 | 住 所 | |
|----|------------|------|
| 者 | 護 者 工 5 | 電 話 |
| Ц | 氏 名 | 携帯電話 |

年 月 日特定保育を希望しますので、次のとおり申し込みます。

| 入所を希望する児童氏名 | 性別 | 生年月日 | 希望保育園 |
|-------------|----|------|-------|
| ふりがな | | | |
| | | | |

| | 氏 名 | 生年月日 | 年 齢 | 入所希望児童との続柄 | 勤 務 先 (学校名・学年等) |
|---------------------|-----|------|-----|------------|--------------------|
| 同居する世帯全員氏名入所希望児童を除く | | | | | (子仪石•子牛寺) |
| | | | | | |

| 希望入所期間 | | 年 , | 月 日から | | 年 | 月 | 日 | | |
|---------------|---|-----|-------|---|-----|------|---|---|---|
| | (|)曜日 | 午前・午後 | 時 | 分から | 午前・午 | 後 | 诗 | 分 |
| 希望保育 曜日·時間 | (|)曜日 | 午前・午後 | 時 | 分から | 午前・午 | 後 | 诗 | 分 |
| | (|)曜日 | 午前・午後 | 時 | 分から | 午前・午 | 後 | 诗 | 分 |

様

春日井市長 印

特定保育入所決定通知書

申し込みのありました特定保育の実施について、次のとおり決定します。

| 児 童 氏 名 及び生年月日 | |
|-------------------|--|
| 特定保育の種類 | |
| 入 所 期 間 | |
| 保 育 日 及び保育時間 | |
| 保育料 | |
| 給 食 代 | |

年 月 日

様

春日井市長 印

特定保育入所却下通知書

次により特定保育入所申請を却下します。

児童氏名

理由

様

春日井市長

印

特定保育解除通知書

次のとおり特定保育の実施を解除しました。

| 児 童 氏 名 及び生年月日 | |
|----------------------|--|
| 保育園名 | |
| 特定保育の実施 解 除 年 月 日 | |
| 特定保育の実施 解 除 理 由 | |